

広島県訓令第二号

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

農林水産局

広島県知事 湯崎英彦

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合検査規程（平成二十一年広島県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

広島県農業共済組合検査規程

第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第一百四十二条の二から第百四十二条の四までの規定」を「第二百九条」に改める。

第二条中「実態を」を「状況を的確に」に、「個別指導」を「個別の指導監督」に、「農業災害補償制度（以下「制度」という。）」を「法第二条第一項に規定する農業共済事業」に改め、「における組合の」の下に「正常な」を加え、「の適正化に資する」を「を促進する」に改める。

第三条本文を次のように改める。

前条に規定する検査の目的を達成するため、次の事項について検討する。

第三条第一号中「共済規程」を「事業規程」に改め、「（以下「法令等」という。）」を削り、同条第二号中「において」を「の」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第六条中「すべて」を「全て」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第四条とする。

ただし、知事が特に指示した場合には、当該指示により行うものとする。

第七条中「組合の役員」を「役員」に改め、「聴取」の下に「（第十条第一項において「現物の検査等」という。）」を、同条ただし書中「場所において」の下に「帳簿その他の書類につき」を加え、同条を第五条とする。

第八条ただし書中「当該」を削り、同条を第六条とする。

第九条中「検査基準日まで」の下に「の組合の業務及び会計の状況」を加え、同条ただし書中「過年度及び検査基準日後」を「検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日前及び検査基準日後の組合の業務及び会計の状況」に改め、同条を第七条とする。

第十条ただし書中「組合の理事（以下「理事」という。）」を「理事」に改め、同条を第八条とする。

第十一條の見出し中「実施」を「原則」に改め、同条中「行わなければならない」を「行う」に改め、同条ただし書中「知事が特に必要があると認めるとき」を「検査の実効性を確保するため必要と認められる場合」に改め、同条を第九条とする。

第十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、検査の一つとして支所、出張所等の出先機関において単独で現物の検査等を行

うこととは、これを妨げない。

第十二条第三項中「公平」を「公正」に改め、同条第四項中「の意見を表明する」を「を判断する」に、「合理的な根拠」を「基礎」に改め、同条を第十条とする。

第十三条第一項中「別記様式による」を削り、「検査命令書」の下に「（別記様式二）」を加え、「農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第四十六条の規定による」を削り、「身分証明書」の下に「（別記様式二）」を加え、同条第二項中「及び身分証明書」を削り、「して検査を行う旨を告げる」を「する」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「及び組合の監事（以下「監事」という。）」を削り、同条に次の二項を加え、同条を第十二条とする。

2 前項に定める立会人のほか、できるだけ監事を立ち会わせるものとする。

第十五条中「組合の」を削り、同条を第十三条とする。

第十六条中「若しくは加入者」及び「組合の」を削り、「に対し」の下に「個人情報の保護等に十分に配慮した上で」を加え、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条を第十四条とし、第十七条を第十五条とする。

第十八条中「直ちに改善に着手できるよう、また、組合関係者に無用の不安を与えることがないよう、理事」を「理事又は監事及び」に改め、「及び監事」を削り、同条を第十六条とする。

第十九条第二項中「法令等に違反している事項又は」を「合法性、合目的性及び合理性の観点から」に改め、「組合の」の下に「業務」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「認められる」の下に「重要な指摘」を加え、「回答書」を「報告書」に改め、同条第三項中「回答書」を「報告書」に改め、同条第四項中「第一百四十二条の四」を「第二百九条第三項」に改め、同条を第十七条とし、第二十条を第十八条とする。

別記様式を次のように改める。

様式 1 (第11条関係)

検査命令書

指 令

職名 氏名

検査責任者	○○○	○○○○
	○○○	○○○○
	○○○	○○○○

農業保険法第209条第〇項の規定による検査を、○○○農業共済組合に対し、
年 月 日までに実施することを命じます。

年 月 日

広島県知事

印

別記様式1の次に次の1欄を記入べし。

様式2 (第11条関係)

表面

身 分 証 明 書

第 号

職名

氏名

年 月 日 生

上記の者は、農業保険法第209条第1項から第3項までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。

年 月 日

広島県知事



裏面

注意

- 1 検査の際には、この証明書を携帯すること。
- 2 関係者から請求があったときは、この証明書を提示すること。
- 3 この証明書を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。
- 4 検査の職務に従事しなくなつたときは、この証明書を直ちに返納すること。

注 用紙の大きさは、縦55mm×横91mmとする。

左記

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。